

# し尿浄化槽清掃及び維持管理業務委託 特記仕様書

本仕様書は「令和 8 年度 し尿浄化槽清掃及び維持管理業務委託」に適用するものである。

## 1. 業務内容

岩見ダム管理事務所（住所 秋田県秋田市河辺三内字財の神地内）の、汚水処理施設、し尿浄化槽の維持管理、薬剤投入及び清掃である。  
(浄化槽仕様 2 1 人槽、単独処理、分離接触ばっ気)

## 2. 業務期間

業務期間は令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 3. 処理方法

年 1 回の浄化槽の清掃を行い、3 ヶ月に 1 回(年 4 回)点検して必要な薬剤の投入により施設の機能の正常化を図らなければならない。

また、点検終了時には速やかに清掃記録表を提出し、岩見ダム管理事務所職員の検査を受けなければならない。

## 4. その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者受注者協議により定めるものとする。